

序章 “美ら島沖縄” 風景づくりに向けて

1. 沖縄県景観形成基本計画策定の背景と目的

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候の下に形成された特有の自然環境や東アジア、東南アジア諸国との交流によってはぐくまれてきた歴史・文化がもたらす我が国でも独特の県土景観を有しています。これらの景観は、先人たちが自然と共生する営みの中で、中国から伝わった風水思想の影響も受けながらつくりあげてきたものであり、今日でも伝統的な集落や沿道景観にその姿を残しています。

かつての琉球王朝時代の首里の風景を「スポートディング航海記(1853年)」によれば「緑したたる街並み、見晴らしのよい丘、こんもりと繁る木立、どれをあげても首里の都は世界一美しい」と絶賛しています。また、沖縄の文化財の権威である山里永吉氏の「沖縄史の発掘」によれば、「～もし首里の街が戦前のままそっくり残っていたら、沖縄は京都、奈良、日光と肩をならべる観光地になっていただろう。～首里の街の美しさは、ちょっと他に類のない美しさであった。」と讚えています。（本計画 90項参照）

残念ながらこのような首里の美しい風景を含め、本来残すべき風景の多くが先の大戦や戦後の基地建設で失われてしまいました。

また、本土復帰後においては、沖縄振興策が積極的に進められた結果、県民生活が飛躍的に向上する一方で、急速な社会資本や都市・地域の整備をはじめとする様々な開発に伴い、沖縄独自の自然や沖縄らしい風景が失われてしまったと聞こえるのも事実です。

特に、沖縄の風景の現状については、海や山への眺望を阻害する建築物や電波塔などの工作物の立地、世界遺産との調和から改善の検討を要する周辺のまちなみ、緑が少ない市街地、雑然とした電柱や電線類、無秩序に氾濫する屋外広告物、郊外地においても田園風景と調和しない色彩の強い建築物、集落内の伝統的な屋敷林や石垣等の喪失などが顕在化しており、沖縄らしい風景をつくる上で検討すべき課題も多くあります。

現在、我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、社会経済の急速なグローバル化への対応を迫られるなど、大きな転換期を迎えており、本県も決して例外ではありません。

変化の激しいときこそ、地域にあっては長い目でのみなければなりません。新たな枠組みが未成熟なまま、古い伝統的なものが崩壊していくと地域は衰退していくだけです。このことを踏まえ、本県の将来像を描くうえで、何を残し何を変えていくかを明らかにしていくことが重要です。

沖縄らしい風景づくりの取り組みは、自然環境の保全や歴史・伝統文化等の継承、地域のコミュニティの維持や人々の生活のありよう、心のありようとも密接に関係しています。

歴史、伝統文化等については、全国や世界に向けて発信しているものもありますが、後継者不足で継承が懸念されているものもあります。

また、地域における人口構成や価値観の変化等に伴い、人間関係が希薄化し、これまで地域コミュニティが担ってきた役割が変化しています。さらに、ライフスタイルの変化に伴い、暮らしや生活の風景も変わりつつあります。

この先人たちがつくり、守り、育ててきた景観・風景は、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、郷土に対する誇りと愛着を育てる県民共有の財産です。この優れた風景を新しい時代に生かしながら次代に引き継いでいくとともに、その時代にふさわしい新たな風景を創造することは、現代に生きる県民一人一人の責務です。

このような沖縄の豊かな自然環境や独自の歴史、伝統文化やホスピタリティあふれる県民性などを今後も守り、将来の世代に引き継いでいくためには、県民一人一人が沖縄固有の自然、歴史、文化、くらしなど地域の良さや地域の資源を再認識し、意識の共有化を図り、地域の中にその活動の輪を広げていく風景づくりの取り組みを着実に育てていく必要があります。

そして、行政である県と市町村はそれぞれの役割を踏まえ連携を密接に図りながら風景づくりのための理念や目標を明確にし、保全・創造のためのルール、しくみ等を検討する必要があります。また、ボランティアやNPO等の活用を含め、地域住民の参画と行政との連携・協働による地域づくりを進めていく必要があります。

平成22年3月策定の県民の参画と協働のもとに概ね20年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」では、沖縄固有の景観・風景・風土を重視し、時間とともに価値が高まっていく「価値創造型のまちづくり」(景観10年、風景100年、風土1000年)を実現するとしています。このように、風景づくりの取り組みは、息の長い、また粘り強い長期的な視点にたった取り組みが必要です。また、平成22年6月に公表された第7回県民選好度調査において、沖縄の魅力を高めるためには「沖縄の歴史・文化を感じる街並み」が必要であると県民の多くが感じていることが明らかになったように、風景づくりの取り組みは、県民一人一人が、“美ら島沖縄”を創り上げ、沖縄の暮らしを豊かにし、住む人が郷土に誇りや愛着を高めていくための取り組みであり、訪れる人が魅力を感じ交流を促す経済活動とも調和した取り組みでもあります。

つまり、本県が策定する沖縄県景観形成基本計画(“美ら島沖縄”風景づくり計画)の具体的な目的は、『固有性が高く貴重な沖縄の自然や歴史文化があらわす風景の存続のために、沖縄の風土と安らぎを感じさせ、地域の魅力・活力となる風景づくりの取り組みが育つよう、風景づくりの基本構想や目標、方針等を明らかにする』とともに、『地域住民等との協働によって地域らしさをいかした良好な景観形成を促進していくことができるよう、県、市町村、NPO、事業者、県民等がそれぞれの役割のもと協働の取り組みを行う』ことにより、『県民共有の財産である沖縄らしい風景を保全・創造し、将来の世代にわたり、「平和で安らぎと活力のある沖縄県」、「住んでよし、訪れてよし」の“美ら島沖縄”的実現に寄与していく』ことにあります。

「風景づくり」と「景観形成」について

本計画で「景観形成」ではなく「風景づくり」としているのは、沖縄の自然、歴史、文化、コミュニティを幅広く捉えるために相応しい概念と考えたことによります。

しかし、「景観法」や「沖縄県景観形成条例」等各種法制度に関する記述や、文脈や言葉の受ける印象から適当な場合は「景観形成」としています。

2. 沖縄県景観形成基本計画策定の経緯と概要

本県は、「地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、又はつくり、もって快適で魅力あるふるさと沖縄の創生に寄与すること」を目的として平成6年10月に「沖縄県景観形成条例」(以下、条例という。)を制定し、景観形成の取り組みを推進してきました。条例では、県、市町村、県民及び事業者それぞれの役割分担に基づき、一丸となって景観形成に取り組むことを目指していますが、景観形成や条例に対する県民の理解は必ずしも十分とは言えず、地域の景観形成を担う市町村の取り組みもこれからという状況にありました。

国は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を示し、平成16年6月に「景観法」を制定しており、国全体として景観形成に取り組む方向性や制度的な枠組みが整えられてきています。景観法の下では、自治体は景観行政団体となって当該行政区域における「景観計画」を策定し、法的な枠組みとして、地域の実情に即した景観形成の方針やその実現のための施策を定めることができます。

平成19年1月に内閣府沖縄総合事務局が策定した「“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン」において、一括りにできない「沖縄らしさ」と表現しているとおり、沖縄の景観の特性は地域景観資源の多様性にあります。また、良好な景観形成は、住民生活に密接に関係する課題であることから、市町村が主体的な役割を担うことが望ましく、市町村が景観行政団体となり、地域らしさをいかした景観計画策定を促進する必要があります。

一方、平成14年7月の沖縄振興計画をはじめ観光、環境、農林、文化、都市計画、緑地、社会資本整備等に関する各種上位、関係計画の中においてもそれぞれ良好な景観形成に関する方針等が示されておりますが、特に、現在、深刻化しつつある地球規模での環境問題に対しては、地球温暖化防止、循環型社会、低炭素社会の実現に向けて良好な景観の保全・形成の取り組みを進める必要があり、各種法制度・計画を相互に関連させて総合的、全体的に進めていくことが重要です。

本県でも景観法の制定や関係する法制度・計画の動向を踏まえて、条例の目的や施策の実績を基礎に、実効性ある新たな景観施策の展開が求められています。

このため、本県では、平成19年7月に条例に基づく沖縄県景観形成審議会を発足し、「沖縄県における今後の景観施策のあり方」について諮問しました。諮問では沖縄の風景づくりと県民生活や振興策との関係、県と市町村の役割、官民協働して取り組むためのしくみ等に留意してご意見を伺うこととし、また、審議会では、市町村や関係団体に報告を求めたり、多くの傍聴を呼びかけるなど、プロセスの段階から関わりを持った運営を行ってきました。

その効果もあって現在、石垣市などの10の景観行政団体のほかにも多くの市町村が景観行政に取り組んでいるところであり、また、(社)沖縄県建築士会及び(社)沖縄県造園建設業協会が景観整備機構に指定されるなど、県内の景観行政の動きも本格化しております。

平成21年3月の同審議会における答申では、本県としては、市町村の景観計画策定を促進する観点から、景観法に基づく景観計画を策定するのではなく、広域景観形成や市町村支援、総合的な制度活用、官民協働に向けた取り組みなどについて盛り込んだ総合的な計画(「沖縄県景観形成基本計画」(以下、「基本計画」という。))を策定することとし、平成21年12月に条例の一部を改正し、基本計画の位置付けと役割を明確にしたところです。

基本計画では、「“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン」や各種関係計画における良好な景観形成に関連する方針等も踏まえながら、沖縄の景観特性を捉えたうえで、「沖縄県景観形成基本方針」に基づいて、風景づくりの目標と方針等を明らかにするとともに、広域的な観点から複数の市町村と連携して取り組むべき広域景観域や広域景観軸の設定を行っています。

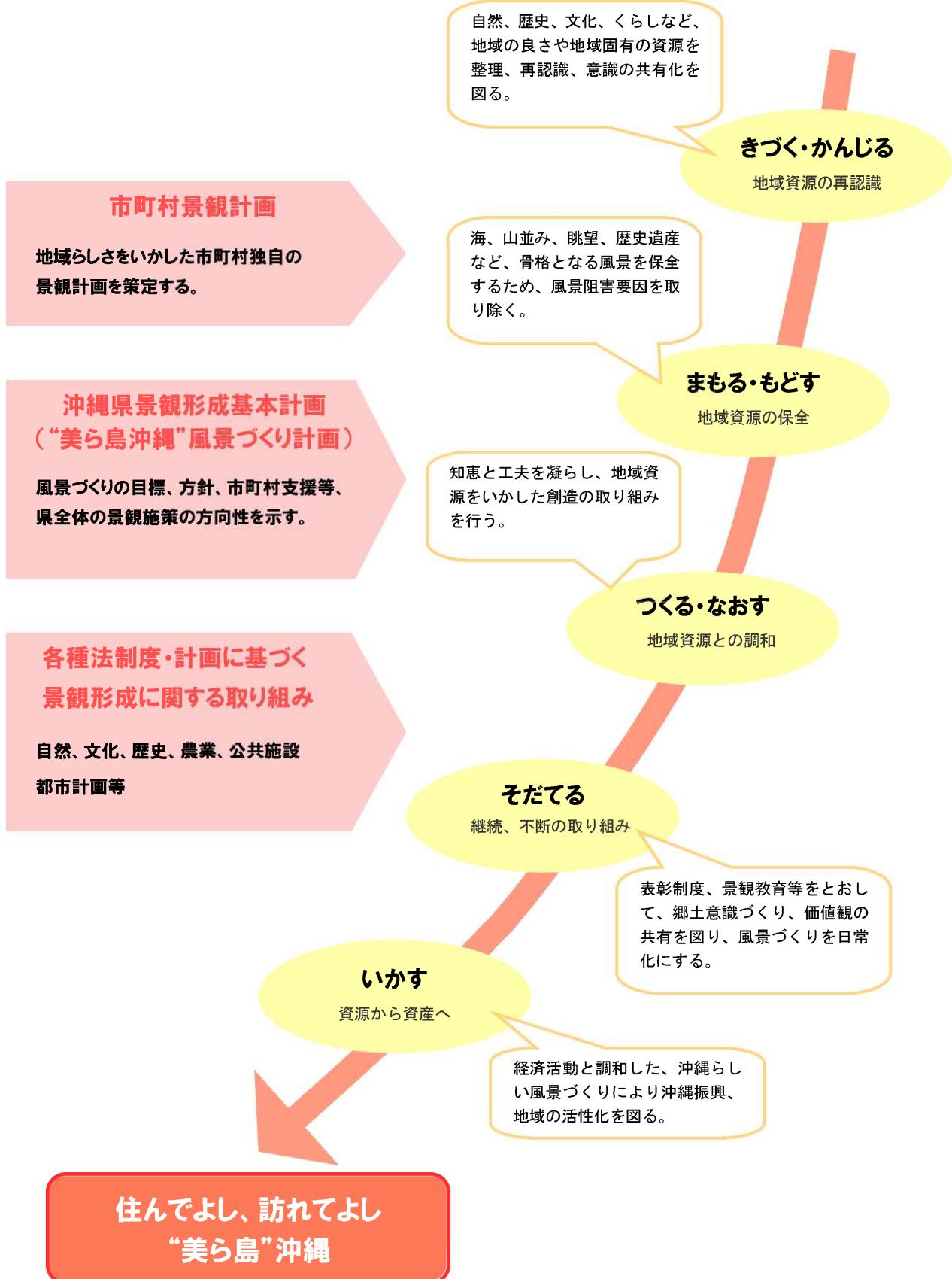
また、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域住民等との協働によって地域しさをいかした景観計画を策定し良好な景観形成を促進していくことができるよう、沖縄県と景観整備機構である(社)沖縄県建築士会及び(社)沖縄県造園建設業協会との協働により、市町村景観計画策定の手引書となる「沖縄県景観形成ガイドライン」を策定するなど、多面的な支援の仕組み等を提示するとともに、総合的な制度活用や官民協働に向けた取り組みなど本県全体の景観施策を総合的に展開していく方策を取りまとめています。

風景づくりの取り組みは、息の長い、また粘り強い長期的な視点にたった取り組みが必要です。そのため、本計画による施策の推進状況や市町村景観計画の策定状況、官民協働の取り組みの段階等に応じて計画を隨時検証するとともに、必要に応じて見直し、実効性ある景観施策の取り組みを継続的に推進していくこととしております。

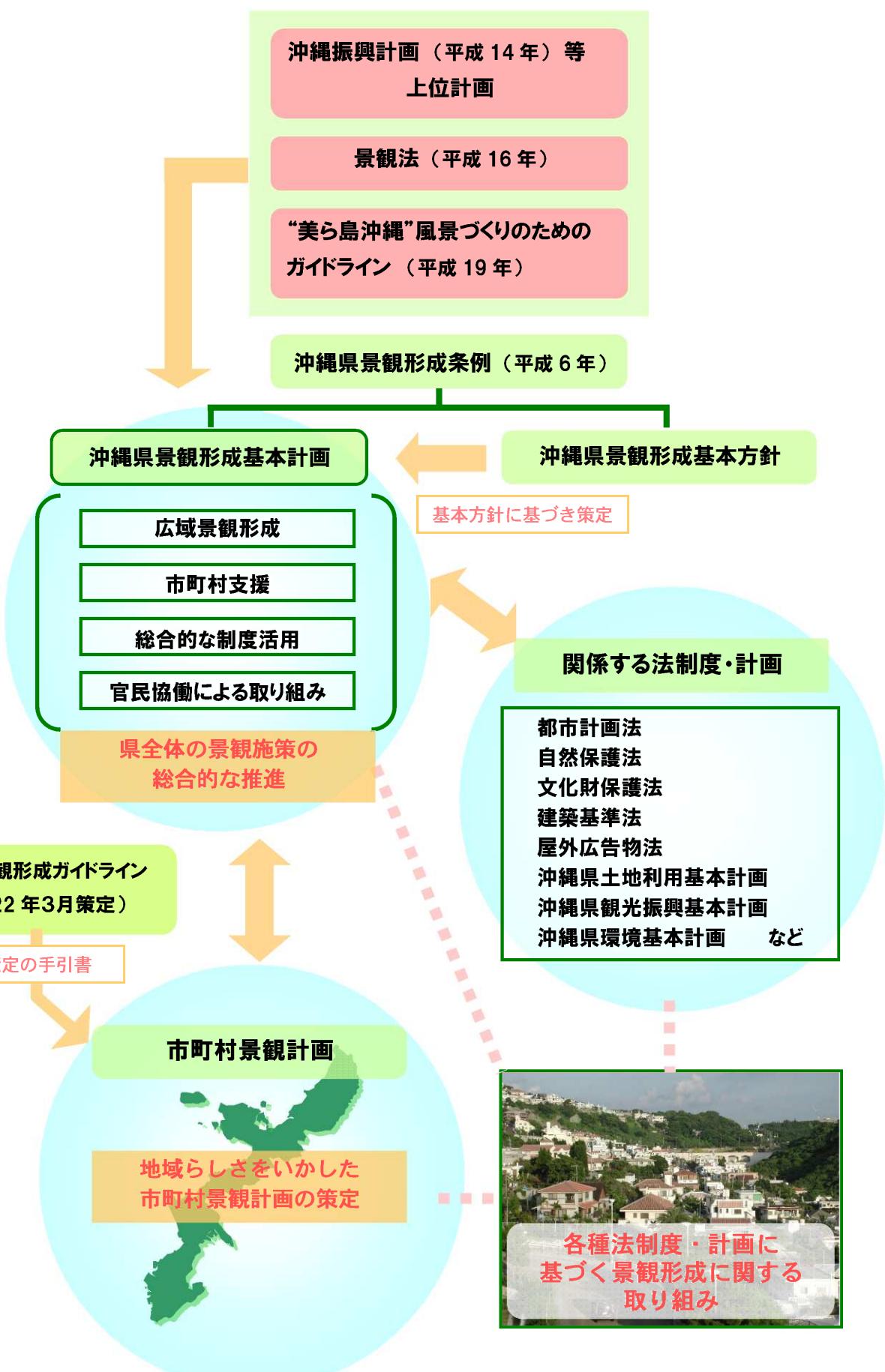
上位・関係計画一覧

- 沖縄 21世紀ビジョン（平成 22 年 3月）
- 沖縄振興計画（平成 14 年 7月）
- 沖縄振興計画後期展望（平成 19 年 3月）
- “美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン（平成 19 年 1月）
- 第3次沖縄県観光振興計画（平成 20 年 3月）
- 第3次沖縄県農林水産業振興計画（平成 20 年 3月）
- 第3次沖縄県社会資本整備計画（平成 20 年 3月）
- 沖縄県土地利用基本計画（平成 18 年 3月）
- 沖縄県観光振興基本計画（平成 14 年 5月）
- 沖縄県環境基本計画（平成 15 年 4月）
- 琉球諸島沿岸海岸保全基本計画（平成 15 年 4月）
- 沖縄県観光まちづくり指針（平成 20 年 3月）
- 環境白書（平成 17 年 3月）
- 沖縄県自然環境保全基本方針（昭和 50 年 5月）
- 沖縄県農業振興地域整備基本方針（平成 17 年 6月）
- 世界遺産の保全・整備・活用に関する基本指針（平成 14 年 3月）
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 16 年 3月）
- 沖縄県広域緑地計画（平成 14 年 3月）
- 沖縄県風致保全方針（平成 16 年 3月）
- 沖縄県住生活基本計画（平成 19 年 3月）
- 普天間飛行場跡地利用基本方針（平成 18 年 2月）
- その他関係する計画

“美ら島沖縄”風景づくりの展開



沖縄県景観形成基本計画（“美ら島沖縄”風景づくり計画）の位置づけと役割



沖縄県景観形成基本計画の構成と市町村景観計画との関係

